

令和7年4月25日

会員各位

(一社) 日本ホルスタイン登録協会
選挙管理委員長 高橋 秀行

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会 社員選挙の公示

社員の任期満了に伴う選挙を下記により実施することに決定しましたので、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会社員選挙規則第12条の規定に基づき公示します。

記

1. 選挙の期日

令和7年5月15日(木)

※ただし、令和7年5月7日(水)、午後4時までに選挙区ごとに社員候補者が当該選挙区における社員の定数枠(各1名)を超えないときは、投票は行いません。

2. 投開票の時刻

投票時刻 午前9時～午後4時

開票時刻 投票終了後

3. 該当選挙区の社員数並びに投票・開票の場所

別添

4. 投票用紙に記載する社員数

1人

5. 社員の立候補について

立候補する者は、候補者届出書（協会ホームページからダウンロード）に必要事項を記入・捺印し、令和7年5月7日（水）までに各選挙区の各支部・承認団体の選挙管理者（選挙管理事務所）に直接本人が提出してください。なお、受付期間は4月25日から5月7日までの午前9時から午後4時までとしますが、各選挙区選挙管理事務所の休業日にご注意願います。

候補者の氏名は、協会ホームページ並びに投票場所に掲示します。

※ただし、候補者が1名の時は無投票になりますので投票所は開設しません。

6. 立候補可能な者

被選挙権を有する正会員は社員選挙に立候補できます。

7. 社員について

社員は、正会員の中から選挙で選ばれ、法人の構成員として社員総会（通常年1回）に出席し、法人の基本的な意思決定に関与します。なお、常時法人の業務運営に関与するものではありません。また、いわゆる従業員とも異なるものです。社員は、社員総会という機関を通してのみ、その意思が法人の運営に反映されることとなります。一人の社員の意思や行為が、そのまま法人自身の意思や行為となるものではありません。